

増毛町

潮風を感じて.....

あなたと議会をむすぶ

議会だより



雄冬海岸

発行 / 増毛町議会 編集 / 議会広報特別委員会
〒077-0292 増毛町弁天町 3 丁目 61 番地 TEL/53-1311



～認定こども園「あっぷる発表会」～

第3回定例会

- 一般議案・条例の改正・補正予算など 2～4P
- 令和4年度各会計決算審査特別委員会 5P
- 町長からの行政報告 6P
- 一般質問『ズバリ 町政のここが聞きたい!!』 7～16P

第3回臨時会 17P

議会のうごき、編集後記 18P



第175号

令和5年11月6日

令和4年度増毛町各会計決算を認定

みとこううん 町功労者へ水戸昂温氏を決定、せんぼくたけひさ 教育委員・仙北剛久氏の任命に同意

増毛町議会は第3回定例会を9月13日から15日までの3日間の会期とし、増毛町功労者表彰受賞者の決定、一般会計ほか4会計の補正予算、その他一般議案、教育委員会委員の任命などの案件について審議し、原案どおり可決・同意しました。

また、令和4年度各会計の決算は特別委員会を設置して審査し、委員長報告のとおり認定されました。

令和5年 第3回定例会

9月13日～15日開催

財政健全化報告

◆令和4年度財政の健全化判断比率等の報告

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、財政の健全化の判断比率、公営企業会計の資金不足比率が監査委員の意見を付して報告されました。

健全化の判断比率のうち、実質赤字比率と連結実質赤字比率は、いずれも黒字のため発生せず、早期健全化判断基準を下回っています。

実質公債費比率は、前年度から1・4%減少し、8・2%となっており、こちらも基準を下回っています。

将来負担比率についても、基金積立増により、発生していません。

公営企業会計の資金不足比率は、前年度に続きいずれも発生していません。

報告された内容は町広報11月号及び増毛町公式ホームページで公表されていますので、そ

らで確認していただきたいと思います。

人事案件

◆増毛町教育委員会委員の任命
9月30日をもって任期満了となる、仙北剛久氏の再任に同意しました。

条例の改正

◆増毛町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

看護体制の確保を図るため、看護職員の勤務や処遇を見直したところ、医療業務従事手当の増額を要することから、本条例の一部を改正しました。

◆増毛町火災予防条例の一部を改正する条例

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する省令の改正が行われたため、本条例の一部を改正しました。

一般議案

◆増毛町功労者表彰

8月18日開催の表彰審議会において、水戸昂温氏を功労者とする答申があり、町表彰条例の規定により、議会の議決をもって決定しました。

◆北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
組織団体の加入に伴い、組合規約の変更について協議があり、原案のとおり可決されました。

委員会報告

今定例会において、付託された案件について報告されました。

◆総務文教常任委員会報告

▽要請第1号
地方財政の充実・強化に関する意見書の提出に係る要請について
▽審査結果 採 択

意見書

◆産業厚生常任委員会報告
▽陳情第1号

軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める陳情について
▽審査結果 採 択

◆提出した意見書

◎地方財政の充実・強化を求める意見書

社会保障関連予算の充実等、地方の財政需要への対応を求める内容となっています。

◎軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書

索道事業における、スキー場のゲレンデ整備に使用する圧雪車等の燃料となる軽油の免税について、課税免除措置の継続を求める内容となっています。

◎国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書

防災・減災に必要な予算の確保を求める内容となっています。いずれの意見書も内閣総理大臣、関係閣僚等に提出しました。

令和5年第3回定例会 審議した議案と各議員の賛否

番 号	事 件 名	議員名 (議席順)										議決結果	
		合羽井達男	川島 優	酒井 倫明	大井紀美恵	上野 剛	菅原 幸弘	小田 緑	岩崎 俊一	松倉 清道	飛内 眞吾		
要請第1号	地方財政の充実・強化に関する意見書の提出に係る要請について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議 長	付 託
陳情第1号	軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める陳情について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		付 託
議案第66号	増毛町功労者表彰について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		原案可決
議案第67号	北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		原案可決
議案第68号	増毛町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		原案可決
議案第69号	増毛町火災予防条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		原案可決
議案第70号	令和5年度増毛町一般会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		原案可決
議案第71号	令和5年度増毛町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		原案可決
議案第72号	令和5年度増毛町診療所事業特別会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		原案可決
議案第73号	令和5年度増毛町福祉施設整備特別会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		原案可決
議案第74号	令和5年度増毛町水道事業会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		原案可決
議案第75号	増毛町教育委員会委員の任命について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		同 意
議案第76号	令和4年度増毛町一般会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		認 定
議案第77号	令和4年度増毛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		認 定
議案第78号	令和4年度増毛町観光施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		認 定
議案第79号	令和4年度増毛町診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		認 定
議案第80号	令和4年度増毛町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		認 定
議案第81号	令和4年度増毛町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		認 定
議案第82号	令和4年度増毛町港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		認 定
議案第83号	令和4年度増毛町福祉施設整備特別会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		認 定
議案第84号	令和4年度増毛町水道事業会計決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	認 定	
議案第85号	令和4年度増毛町簡易水道事業会計決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	認 定	
議案第86号	令和4年度増毛町公共下水道事業会計決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	認 定	
議案第87号	令和4年度増毛町砕石事業会計決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	認 定	
意見書案第2号	地方財政の充実・強化に関する意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
意見書案第3号	軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
意見書案第4号	国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	

3 ※○は賛成、×は反対、欠は欠席、除は地方自治法第117条の規定による除斥、「議長」は議長のため採決に加わらなかった。

令和5年度 補正予算概要

主な補正内容について説明しています。千円以下の端数については省略しています。

一般会計

歳入歳出 **5,645** 万円の増額
 総額 **51億814** 万円に

歳入

町税…………… 834 万円増
 普通交付税…………… 477 万円増
 道支出金…………… 623 万円増
 基金繰入金…………… 814 万円増
 町債…………… 2,530 万円増

歳出

空き家等除却補助金…………… 600 万円増
 介護サービス提供
 基盤等整備事業費補助金… 364 万円増
 小規模多機能型居宅介護
 事業所建設支援補助金…………… 710 万円増
 農業農村整備事業負担金… 300 万円増
 プレミアム商品券
 発行事業費補助金…………… 670 万円増
 観光協会事業補助金…………… 520 万円増

国民健康保険特別会計

歳入歳出 **28** 万円の増額
 総額 **5億5,890** 万円に

歳入

財産収入…………… 28 万円増
 基金繰入金…………… 270 万円増
 国民健康保険税…………… 270 万円減

歳出

基金積立金…………… 28 万円増

診療所事業特別会計

歳入歳出 **1,577** 万円の減額
 総額 **2億3,920** 万円に

歳入

国保診療収入…………… 1,299 万円減
 一部負担金収入…………… 252 万円減
 雑入…………… 26 万円減

歳出

医師退職及び
 病棟廃止に伴う人件費… 2,537 万円減
 所長公宅修繕料…………… 828 万円増

福祉施設整備特別会計

歳入歳出 **4,275** 万円の減額
 総額 **2億9,475** 万円に

歳入

一般会計繰入金…………… 165 万円増
 施設整備債…………… 4,440 万円減

歳出

手数料…………… 1 万円増
 施設解体工事費…………… 4,189 万円減
 長期債償還利子…………… 87 万円減

水道事業会計

収益的収入及び支出総額の変更はなし
 支出総額 **2億3,376** 万円

収益的支出

手数料…………… 12 万円増
 消費税…………… 1 万円減
 予備費…………… 11 万円減

令和4年度会計決算審査 特別委員会を開催

増毛町議会は町より監査委員

が行った決算審査の意見書を付して提出された昨年度の一般会計及び特別会計、企業会計の12会計の決算認定の審査を行うため、議長と議員選出の監査委員を除く8名の委員で構成される令和4年度各会計決算審査特別委員会（大井紀美恵委員長）を設置し、審査を行いました。各会計の執行状況や事業の成果などを、資料や担当者からの説明を聞き取り審査をした結果、一般会計を含む11会計は要望を付け認定、1会計は提出どおり認定するとの審査結果の報告があり、委員会終了後に再開された本会議で認定となりました。

決算認定の報告後には堀町長から、指摘のあった事項については真摯に対応していきたいとの発言がなされ、今後に期待するものであります。

※要望は以下のとおりです。

◆一般会計

町税全体の収入率は前年と比べ格段に上昇し、徴収努力が認められる。特に町民税、固定資産税の滞納繰越分が前年度より減少しており、その努力が顕著に認められる。一般財源の根幹である町税収入については、引き続き収納率の更なる向上に努めていた、きたい。

また、安易な滞納繰越処分を避け、税の公平性を保つよう努めていた、きたい。

◆国民健康保険特別会計

保険税の収入率が微増しており、徴収の努力は認められるが、制度の啓発に努めることにより、更なる収納率の向上に努められたい。

◆観光施設事業特別会計

前年と比較して、各施設の経営状況は徐々に回復してきているが、集客増に向けて、今後一層の努力を期待したい。

◆診療所事業特別会計

高齢化が進む中であって、多くの難題を抱える状況であるが、医療サービスの充実を図り、経営の健全化と町民の負託に応えられたい。

◆介護保険特別会計

保険料の不納欠損額や収入未済額が減少してきているが、今後も滞納保険料の早期徴収に努められたい。

◆後期高齢者医療特別会計

保険料の収納と高齢者の負託に応じた運営に努められたい。

◆港湾整備事業特別会計

利用者の利便性とサービスの向上を図り、会員の増加と集客に向けて努められたい。

◆水道事業会計

未納者への給水停止等の未収対策に努め、常習者に対し確固たる態度で接し、徴収努力を行うこと。また、安定供給に関し管路の補修・更新等、早期に計画実行し、安全な飲料水・生活用水の確保に努められたい。

◆簡易水道事業会計

管路の補修・更新等を計画的に進め、今後も安全供給に努め

られたい。

◆公共下水道事業会計

前年度より接続済みの人口が29名増加したが、今後も普及活動に励み経費節減し、健全な運営に努められたい。

◆砕石事業会計

近年、留萌管内において公共事業の縮減、砕石を用いる工事の減少等により、厳しい状況下にあるが、営業活動にも限界があり、単価見直し等の抜本策を考え、今後の企業経営向上に努められたい。

※福祉施設整備特別会計に要望はありませんでした。



～ 決算資料について担当者から説明を受け審査を実施 ～

行政報告

令和5年第3回定例会では、町長から3点について報告がありました。



堀 町長

要約して町民の皆様にお知らせします。

①増毛町「ゼロカーボンシティ宣言」について

2020年10月、国において「2050年までにカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことが宣言されました。また北海道においても2050年までの「ゼロカーボン北海道」が掲げられ、この実現に向けて「ゼロカーボンるもい」推進ネットワークが設置され、留萌振興局管内においても、先行する苫前町、遠別町に続き、管内全市町村が足並みを揃え、今年度中に「ゼロカーボンシティ宣言」をします。

当町ではこれまで、藻場再生事業により産業の発展と脱炭素の推進を両立させる取組を行っており、本年5月には「増毛町地球温暖化対策実行計画」を策

定し、国や北海道の目標達成の一助となるべく、持続可能なまちづくりを目指しています。これまでの取組に加え、施設のLED化や太陽光パネルの設置、小水力発電などの可能性を検討し、自然環境に配慮する国際社会の一員となるべく、令和5年7月4日に増毛町「ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、これに対し環境大臣より8月8日にメッセージをいただいています。これを機に環境の保全、カーボンニュートラルへの関心を一層高めていただければ幸いです。

②清水康雄回顧展事業について

8月12日から8月30日にわたり、元陣屋において清水康雄回顧展を開催しました。増毛町出身の画家、清水画伯の美術学校時代から2000年代までの70年にわたる画業の足跡をたどるものとして企画しました。展覧会は、清水氏の作品が持つ多彩な絵画表現を直接観覧することで、その魅力に触れる一環となったと感じています。期間中8月12日から18日までは、清水氏本人が会場にて解説を行い、増毛町内はもとより、札幌や旭川などから、清水氏を訪ねて多くの方が来館し、会場は盛況となりました。

した。展示された作品の中には増毛町の風景を描いたものも多く、当町が景観的魅力を有することを改めて認識することができました。

優れた美術を鑑賞する機会は、文化的感性の向上に寄与し、生きがいのある地域づくりと、郷土愛の育成にもつながることと考えますので、今後もこうした機会を設けたいと思っております。開催にあたりご協力、ご尽力いただいた方々と、ご来場いただいた皆様に感謝します。

③上半期の農業・漁業の状況について

果樹については、さくらんぼは5月から6月上旬に低温の日もありましたが、6月中旬以降は天候に恵まれ、昨年引き続き豊作となり、8月上旬まで収穫が続きました。例年実施していませんPR事業は、7月に増毛駅と羽幌町道の駅、横浜市で実施し、産地の知名度アップを図っています。

水稲については、6月上旬の低温により、一部で初期生育の低下がみられましたが、6月中旬以降は天候に恵まれたことから、生育は平年より早く、稲刈りもこれから本格的に始まる見

込みです。8月15日現在の作柄概況は「やや良」となっていますが、台風の影響により一部の圃場で倒伏がみられることから、品質低下を心配しています。今後天候に恵まれ豊穡の秋を迎えることを願っています。

漁業の状況については、8月末の昨年同期に比べ漁獲量が321トンの減となっていますが、金額では2億150万円、7・9%の増となっています。ホタテ漁については、稚貝は順調に生育し、出荷予定数量の2億6900万粒を出荷できましたが、半成貝の漁獲量が減少したことにより、漁獲量が327トン、金額で5859万円の減となっています。ウニ漁は、時化や海水の濁りの影響により、出漁回数が増えず、漁獲量も金額も減となっています。全体的には、多くの魚種で価格高騰により、漁獲高は伸びていますが、今後中国の動向により、どのような影響が出るか懸念しています。9月以降は鮭定置網漁、えびこぎ網漁、あわび漁が始まりますが、今後も操業の安全とともに漁模様に恵まれ、浜が活気に溢れることを期待しています。

一般質問 **ズバリ** 町政のここが聞きたい!!



今回の第3回定例会の一般質問は、本会議1日目の13日に行われ、6名の議員が9項目について、質問しました。

議員からの質問、町側の答弁の内容を要約して、町民の皆様にお知らせします。

※一般質問とは？

議員が町の行財政全般にわたって、町長などの執行機関に、疑問点をただし、将来に対する考え方や取り組み方の説明を求めることです。

増毛町議会では、年4回の定例会で一般質問をすることができます。

(参考：全国町村議会議長会議員必携より)



合羽井 達男 議員

(1)町内における学校・公共施設における熱中症対策について



酒井 倫明 議員

(2)有害鳥獣駆除事業について



川島 優 議員

(3)町民の死亡に伴う届け出について



菅原 幸広 議員

(4)広域連携と留萌南部衛生組合について



大井 紀美恵 議員

(5)災害に備えて、自分や大切な人を守るための防災訓練等について

(6)男性用トイレの「サニタリーボックス」設置等について



小田 緑 議員

(7)防災対策について

(8)児童公園の整備方針について

(9)増毛町奨学条例の見直しについて



町内における学校・公共施設における熱中症対策について

合羽井議員

Q 冷房設備の取り付けは学校を優先し計画的に検討



合羽井議員

近年、道内においても猛暑日や熱帯夜が増え、熱中症における適切な予防や対処が実施されず死亡や重症化、救急搬送が増加している。政府は熱中症対策実行計画を閣議決定し、各種ガイドラインやマニュアル類の活用等により、対策の強化を徹底とのこと。当町の学校・公共施設に対する対策は。

(1)熱中症の疑い等で救急搬送された事案は。
(2)小中学校で行われている熱中症対策は。

(3)暑さ指数(WBGT)の使用は。
(4)学校内で熱中症の疑いで保健室等の利用は。
(5)役場・学校で危機管理マニュアルの作成は。
(6)公共施設でクーリングシエルトーとしての活用は。
(7)学校(教室)・公共施設等への冷房設備取り付けの計画は。

町長

(1)令和3年度は2件、4年度0件、5年度5件。
(2)道教委から出された熱中症の危機管理マニュアルを活用し、各校において対応をしている。具体的には教室に扇風機等の設置、授業中の水分補給、軽装の奨励や、暑さ指数により外遊びや運動の禁止などの対策をとっており、小学校においては3日間、中学校では2日間、下校時間の繰り上げの実施をしている。
(3)小・中学校ともに暑さ指数計を保有し、始業時前や運動をする前に熱中症対策の判断をしている。
(4)8月18日から9月1日までの間、体調不良等により小学校は

7名、中学校は14名が利用。
(5)役場ではマニュアルは作成していない。また、学校では道教委作成の危機管理マニュアルを活用している。独自のマニュアルは作成していない。
(6)オーベルジュましけ、市街診療所、老人福祉センター(整備中)、明和園の4施設が、これから活用できると思う。
(7)整備については多額の費用が掛かるため、学校等を優先して計画的な整備を検討したい。

合羽井議員

熱中症発生場所は屋内外どちらか。また、その後の安否は。

消防長

全て屋内、夕方から夜間にかけて発生。全員無事帰宅している。

合羽井議員

小・中学校の暑さ指数計の数と測定者は。

総務学校課長

小学校8個、普通教室、体育館、職員室に設置し、担任、管理職が確認している。中学校1個、始業時に教頭が当日の暑さ

指数を計り、教職員と情報を共有している。なお、暑さ指数計の活用だけではなく、熱中症予防情報サイトで3日間の予測を事前に把握し対応している。

合羽井議員

中学校に1個だと状況が判断できづらいのではないかと。

教育長

中学校から来年度、要望があれば整備したい。

合羽井議員

役場ではマニュアルは作成していないとの答弁だが現状は。

総務課長

熱中症に関わる国からの通知等は受理していないが、近年の暑さに対して必要だと認識はしている。現在は個人の対応に任せており、今後、検討したい。

合羽井議員

現在、庁舎内に体調不良の際、冷房整備されている休憩スペース等はあるか。

総務課長

執務室に冷房室はないが、情報管理室や消防の仮眠室に簡易的なものを付けたと聞いている

ので、緊急的に利用することを考えている。

○合羽井議員

保健室を利用した生徒の対応は。

○教育長

保健室は小・中学校とも冷房を整備している。熱中症か他の体調不良かは判断がつかないが、養護教諭が対応後、様子を見て回復した場合は教室に戻る、回復しない場合は、保護者に連絡して早退する対応をしている。

○合羽井議員

文化センターは様々な形で人が集まる。部分的でも冷房を付けては。

○町長

部分的な整備を考えると学童保育に使用している部屋をと思うが、小・中学校の教室等を優先に考えると、計画的に進めていくしかないと思っている。

○合羽井議員

元陣屋にある図書室も冷房が付いていない。各スペースずつ整備するのであれば大きな金額にならないのでは。

○町長

元陣屋は2階まで吹き抜けになっていて。大きな施設で冷房を使用すると維持管理費がかかるので検討しながら進めていきたい。

有害鳥獣駆除事業について

酒井議員

Q アライグマ捕獲について

A 箱わなを増やし、個人でも3分の2の補助により捕獲してほしい



○酒井議員

先日開かれた議員全員協同会議で、有害鳥獣駆除事業として、アラ

イグマ対策について説明があったが、町内の至る所で被害が出ていることを知り、思いのほか生息数や被害が増えていて驚いている。今年度になって、これ

までの捕獲数と補助金交付実績は。また、補助制度の見直しにも触れていたと思うが、今後、アライグマの捕獲に向けてエゾシカやヒグマなどその他の有害鳥獣への対策も含めてどのような取り組みでいくのか。

○町長

アライグマの今年度の捕獲数は、9月11日現在33頭で、わな購入補助金交付実績は0円である。過去の捕獲実績については、平成30年18頭、令和元年7頭、2年31頭、3年48頭、4年32頭となっている。今後の対策については、アライグマの捕獲従事者を養成するための講習会を開催するほか、わな購入補助金の補助率^{かさ}嵩上げにより、捕獲従事者自らの購入・捕獲を推進したい。エゾシカについては、

道では、北海道エゾシカ対策推進条例及び北海道エゾシカ管理計画に基づき、適正な個体数管理を目指しており、当町でも捕獲を推進したいと考えている。新規に猟銃を取得し有害駆除に従事する方には、狩猟免許等の

取得経費に対し10万円を上限に補助金を交付しており、今年度4名が新規に猟銃を取得予定と聞いており、非常に期待している。エゾシカ、カラス及びヒグマ等については、現在、猟友会に捕獲を依頼しており、今後も引き続き継続していきたい。

○酒井議員

狩猟免許の取得にかかる費用の一部を新規取得者に補助する答弁であったが、その他に考えられる方策は。

○町長

当町でも若いハンターは増えているが、ヒグマを捕獲できるハンターが高齢化している。また、ボランティアに近い報酬なので、見直していかねければならないと思っている。ヒグマのわなは一つ増やしたので、確保している。現在、果樹園でカラス、エゾシカの被害が雪の降り始め、それから春先に木の皮を食べられることがあるので、電気柵などを含め、対策を考えていかなければならない。

○酒井議員

道東でヒグマによる家畜等への相応な被害があり、当初気が付いておらず、後になつたらオソ18だったと、やっと捕獲できたと思つていたら非難が集中したと報道がされていた。捕まつて良かったなと思うのは、普通だと思つたが、それをかわいそうだという感覚は人ごとというか、都会に住んでいる方の感覚かなと思うが、その辺についてどのように感じているのか。

○町長

道東で60頭以上の乳牛の被害があり、町の職員が駆除したことで、かわいそうとの批判が多くなる。公表しないで駆除を進めたほうが良いと思う。

○酒井議員

アライグマの姿形については狸のような、おっとりした印象でいたが実際は気性が荒くて、どうもうだということだ。町内で襲われた、ケガをしたということがこれまでにあったのか。

○農林水産課長

アライグマの人身被害について

では、聞いていない。

○酒井議員

毎日、カラスが20羽以上いて、朝早くから日が暮れるくらいまで鳴き叫んで、うるさいと感じているのだが、畑を荒らしたりもするようだ。キツネも数はそれほど多くないと思うが、暗くなってから町中を徘徊して遠吠えのように鳴いているということも実際にあるようだ。このようなことについて、町では把握をしているのか。

○農林水産課長

カラスの被害については、農協増毛支所と果樹協会からも果樹の被害が非常に多いとあり、猟友会と協議し翌日から二日間、一斉駆除を実施している。キツネについては、数が多く市街地に出没しているとの情報は聞いているが、大きな被害がないので特別な対策はしていない。

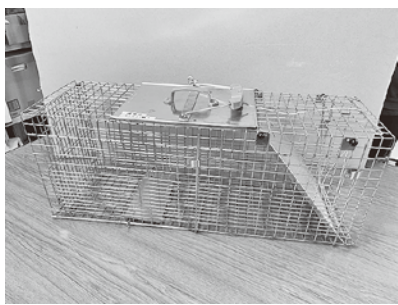
○酒井議員

有害鳥獣の駆除については、猟友会に依頼をすることになると思うが、今後町内の皆の理解・協力をいただきながら進め

ていくことが必要になってくるのかなと思う。カラス、アライグマも徐々に増えてきていると聞くので、どのように協調体制を築き、対策をとっていくのか、考えていることは。

○町長

アライグマについては、留萌管内では当町が一番、捕獲実績が少ないようだが、特に舎熊、阿分、元阿分地区では非常に多い。また雄冬までも生息しているので、町で箱わなを増やして、個人に半分の補助だったが、3分の2にして、個人でも獲つていただき全町的に進めたい。全道、各自自治体で担って進めていかなければならない事案なので、町としても力を入れていきたい。



～アライグマ捕獲対策を強化するため箱わな購入補助率は3分の2となった～

町民の死亡に伴う届け出について

川島議員

Q 窓口の手続きは、どのようになっているのか
A 必要となる手続きを案内し、関連部署と情報共有して手続き漏れを防いでいる

○川島議員



家族や親族がお亡くなりになった後の役場の手続きは、役場全体

に及ぶ。ご遺族は悲しみの中の手続きとなるが、主にどのような手続きがあるのか。全国の自治体では、お悔やみ窓口を設置して、ご遺族の気持ちに寄り添い、ワンストップで手続きをし、遺族の負担軽減をしている自治体も多くなっていると聞いている。当町では、町民が死亡した時の窓口の手続きは、どのようになっているのか。

○町長

死亡時の届け出に伴う主な手続きとして、町民カード、国民健康保険証、後期高齢医療被保険者証、介護保険証などの返還、国民年金の手続きなどがある。死亡届の受付時に関係部署と情報を共有し、死亡に伴う手続きの準備をすることになっており、戸籍係窓口において、死亡届の提出の際、手続き一覧表をお渡ししている。担当係や手続きをする場所、持参するものなどを記載しており、ご遺族の方がより分かりやすく手続きができるようになってきている。

必要な手続きは、受け付けの際に把握できる範囲ではあるが、亡くなられた方、一人ひとりに必要となる手続きを案内し、関連部署と情報を共有することで、手続き漏れを防いでいる。

また、移動が困難なご遺族の方には、担当職員が戸籍係窓口にて対応するように努めている。

広域連携と留萌南部衛生組合について

菅原議員

Q 焼却炉供用開始に伴う財政負担には、どのような考えなのか

A 現段階では予想できない状況なので、今後、研究していきたい



○菅原議員

広域連携については、各自治体の財政負担の軽減だけではなく、

同時に地元企業の活性化にも寄与しなければならぬ。一般廃棄物収集運搬については、留萌南部衛生組合から委託を受けた留萌市と小平町の2事業者で行っており、当町の収集運搬は、全て留萌市の業者が行っている。以前「当町の収集運搬は当町の事業者が行うべき」と主張したが、組合の事務担当者は「事業者は、そのための設備投資をし

ているため、早急に変更は出来ない」とのことであった。現在の埋め立て処理から焼却炉処理に移行するため、事前調査等を行い、令和11年度に供用開始となれば、当町の一般廃棄物は資源ゴミだけが留萌市への搬入となる。

焼却炉供用開始に対し、現状の収集運搬に関する事業者の選定と、それに伴う財政負担には、どのような考えなのか。

○町長

収集運搬の事業者については、留萌南部衛生組合が委託契約を締結し、収集運搬業務を行っている。26年には町内の事業者から収集運搬業務に対する参入要望があり、地元事業者育成の観点から契約の可能性を調査研究したが、北海道町村会の顧問弁護士と相談した結果、契約を断念し現在に至っている。また、財政負担については、11年度の焼却炉供用開始予定に伴い、建設予定地までの収集運搬の距離は短縮となる。しかし、焼却炉建設には多額の費用が予想され、

1市2町の財政負担も現段階では予想できない状況なので今後、研究していきたい。

○菅原議員

ごみ処理費は建設費と管理費に区分され、管理費に含まれる収集運搬費は按分して算出とのことであった。按分率をみると管理費の97・3%を収集運搬費とみているようだ。実績と当年度予算を比較してみると、令和5年度では4月30日現在、人口が37111人、世帯数2041世帯に対して、収集運搬費にかかる予算額は8383万5千円となっている。人口、世帯数の数値は極端な減少がないにも関わらず、当年度との予算額を比較してみると、3年度は973万7千円、4年度は744万7千円の増となっているが、この負担増の要因は。

○町長

収集運搬業務にかかる人件費や資材、必要経費も多くなっている報告を受けている。

○菅原議員

顧問弁護士と相談した結果、

断念したとあるが、多分これは既得権益の優先で留萌市の業者が収集運搬していたのに、いきなり止める訳にはいかないという答えであったかと。既得権益は本来あつてはため、随意契約もいろいろな所に問題が起きている。今までは当町が手を挙げていなかったから、留萌市の業者が収集運搬していた。当町で参加したい業者がいたら、地元業者は組合の理事者として、1市2町の理事者として考えるべきと思うが。

○町長

平成12年までは町直営でごみ収集をやっていた。13年度から、町営でできなくなり、地元業者の育成をせずに留萌市の業者にお願いしたことから始まった。町内の業者を育成する、事業を進めることを始める時点でできなかったのが一番の要因だと思ふ。

○菅原議員

焼却炉の供用開始までまだ5年はあるので、焼却炉が完成し

た場合には地元の業者が参加したいなら、参加できる仕組みを作らなければならぬと思う。民間事業が入って行う広域行政は、各自自治体がそれぞれのもので享受しなければ広域連携にはならないのではないか。

○町長

参加できるような仕組みを考えて、実際に7年ほど前に動いたが、顧問弁護士に訴訟になったら負けると言われ、動けなくなった。

○菅原議員

経費の問題からも留萌市から来て留萌市に帰ると、地元業者が当町で処分して帰るのでは、地元の負担率が全然違ってくる。町の財政から考えても、南部衛生組合に物申すべきだと思うが。

○町長

南部衛生組合にはこのような提言、要請がありましたという話はできる。

災害に備えて、自分や大切な人を守るための防災訓練等について

大井議員①

Q 今回の中止で、再度今年度中に実施する考えはないか

A 再度の防災訓練は実施しない



○大井議員

防災訓練の目的は、「防災関係機関の災害発生時の応急対策に関する検証・確認と、住民の防災意識の高揚」とある。

- (1)今年度の全町防災訓練中止について、当町では訓練を中止とする基準や決まりが定められているのか。また、今年度中に防災訓練を実施する考えは。
- (2)当町の備蓄食料品の種類について、また、要配慮者の食料品などの備蓄の状況は。
- (3)電気自動車からの給電展示会も中止になったが、健康一番館

の駐車場で町職員の防災訓練と展示会が開催されていた。このような展示や体験は今後必要になってくると考えるが。

○町長

- (1)全町避難訓練は、消防法で定める学校での避難訓練の一環として、こども園や小中学校の児童生徒も避難訓練として参加し、高齢者を含め、雨にあつたの衣服の濡れによる健康被害を勘案し、中止とした。降雨時の中止の判断に係る基準はない。共催のほくでんネットワークへの連絡の時間制限もあり、1時間前の午前9時時点で中止の決定をし、関係先へ連絡した。再度の防災訓練は実施しない。
- (2)乳幼児に対してはミルク、離乳食を、高齢者にはリゾットを備蓄している。食べ物や飲み物に医療的な制約がある方は各自で準備していただきたい。食物アレルギーに対応する食品の備蓄はしていないが、今後、調査・検討していきたい。
- (3)見晴町の駐車帯での給電デモが中止になり残念だった。役場



～ 職員向けに実施された電気自動車からの給電訓練 ～

前での電気自動車からの給電訓練、発電機の操作訓練は雨天のため車庫に変更し、職員向けとして実施した。場所の狭小さを勘案し、町民への参加呼びかけはしなかったが、次年度以降は町民にも参加していただきたい。

○大井議員

中止の場合、文化センターや町立体育館に場所を移し、屋内で行う避難訓練は可能だったのではないか。

○町長

行き帰りに濡れる可能性もあるので中止にした。今回の中止の判断は適当であったと思う。

○大井議員

災害は天気の良い日にあるわけではない。いつも万全な体制であるわけではないので、多少の雨の場合は雨具を用意しながら避難訓練はできないのか。

○町長

昨日の雨のような場合は仕方がないと思う。

○大井議員

町職員の地域担当制度を活用して防災士の資格を持つている職員もいるが、各自治会に向いて防災に関する説明や非常備蓄の確保の話をするれば、町民も理解できるのではないか。

○町長

自治会から要請があれば、積極的に職員を派遣したい。

○大井議員

平成31年3月の『増毛町地域防災計画』に、「防災知識啓発にあたっては要配慮者を支援する体制が確立されるよう努める」とあるが、どのように体制を確立していくのか。

○町長

自治会等で毎年調査をして役

場にも上げてもらっている。そのような体制を自治会の中で作っていくのが先。町ですべてできるわけではないので、共助の中でお願ひしていく形になるうかとと思う。

男性用トイレの「サニタリーボックス」設置等について

大井議員② Q 男性トイレに設置しては A 注意事項も含め、今度検討

○大井議員

近年、食文化が欧米化してきたことが原因で高齢者の男性等が、前立腺がんや膀胱がんになる方が増えてきている。国立がん研究センターの統計で令和元年度、膀胱がんの罹患数は2万3383人で男性1万7498人、女性5885人、前立腺がんは9万4748人、平成30年度は、前立腺がんの罹患数は9

万2021人と増加傾向にあり、年々男性の罹患数が増加してきている。手術後に頻尿や尿漏れなどの症状が出やすく、外出先で紙パンツや尿漏れパットなどの使用済パットをどのように処理したら良いのか、このような悩みや苦勞されている男性が多くなってきているのは、数字から見ても年々増加しているのが理解できる。また当町では、多数高齢者の方が生活している。そのような男性も快適にトイレを使用できるように、公共施設の男性用トイレにもサニタリーボックスの設置を検討するべきではないかと思う。またサニタリーボックスを設置することは、トランスジェンダーの方の配慮や災害対策にもなるのではないかと。さらに観光のイメージを高め、快適な環境づくりのためにも、この取組を検討するとともに、町内の民間施設や商業施設等に働きかけて設置ができるよう呼びかけを行っては。

○町長

当町の公共施設の男性用トイレ

レにサニタリーボックスは設置していい。尿漏れパット等は長時間使用できる物もあり、外出イコール交換とはならないと思われるが、必要性について、近隣市町村の状況を確認し、サニタリーボックスに一般のゴミも捨てられる懸念もあるので、設置する場合の注意事項も含め、今後、調査・検討したい。

○大井議員

遠別町では道の駅、旭温泉、役場庁舎、交流センターなどに設置されているが、これからまだ設置されていない公共施設についても、設置を進めるとしており、一般のごみが捨てられる懸念があるということだが、そのことを考えていると、取組や行事ができないので、良いことは進めていくべきだと思うが。

○町長

私はサニタリーボックスを設置しているところ見たことがないが、ごみなどを入れられるのではないかと、ごみ箱を設置していいので、自分が持ち帰らなければならないものを置いて

行ってしまいうことも懸念されるのではないかと思う。それでは観光のイメージが下がってしまう可能性もあるので、状況を見ながら設置について検討したい。

防災対策について

小田議員①

Q 更なる備蓄が必要ではないか

A 備蓄に努めているが、町民も3日分程度の必需品の準備を



○小田議員

今年の防災訓練では、健康一番館での展示や公用車から電源をと

る訓練などを見させていた。特に非常用トイレの展示やラップを使用した応急処置の紹介があり、備蓄品がどのくらい備えられているか具体的に示されており、とても良い内容だったと思う。

たと思う。
(1)避難所のTKB(トイレ・キッチン・ベッド)の重要性について。備蓄すべきはトイレブースや各避難所の既存のトイレにビニールをかぶせて使うタイプの災害用トイレだと感じた。

内閣府のガイドラインによると、災害発生当初は50人に1基、長期化する場合は20人に1基を目安に、1人1日5回分を準備すべきとの目安が示されている。これに比して、当町の防災備蓄品は緊急組み立て式トイレ10台、災害用トイレセット6000個、トイレットペーパー360個、

また大人用おむつ290枚となっているが、更なる備蓄が必要ではないか。また、災害用トイレセットは個々人が備蓄及び持ち出しできるように、PRなども検討すべきでは。
(2)ペットの同行避難について。環境省により「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」「人とペットの災害対策ガイドライン」が示されるようになった。しかし、同行避難と同

伴避難を同一視して批判やトラブルを招くなど理解が広がっているとは言えない現状がある。当町における、ペットの同行避難対策の現状は。今後ガイドラインに沿った対策に取り組む必要があるのでは。

○町長

(1)トイレ用のポップアップテントや大人用おむつ、トイレットペーパー等については、災害の種類、規模、避難人数や日数などによって状況が異なるので、避難生活が長期化することも勘案し、備蓄に努めているが、市販もされているため、ご自身でも他の備蓄用品も含めて、非常持出の中に3日分程度の生活必需品を準備していただくようお願いしている。

(2)ペットの同行避難については、必要性は認識しているが、当町が指定する各避難所における対策の現状は、他の施設等の活用や冬期間に屋外で室内犬を飼えるか、また、吠えることや糞尿の匂い、アレルギーや動物嫌いな方など、ペットを飼っていない

い方への配慮も行わなければならないため、各種ガイドライン等を確認しながら検討したい。

○小田議員

同行避難は人の安全を守るためにペットを避難所まで同行させて、すぐに人とペットを分ける対策なので、決して避難所に人と一緒にペットも入るといふ考え方ではなく、文化センターに避難したら裏のプールや商工会の空き地にペットをつなぐとか、テントを立てるなど、そういう考え方だと思ふが。

○町長

外は難しいが、プールや旧舎熊、旧阿分小学校等であれば空き教室なども使える可能性はあると思ふ。



～健康一番館では非常用トイレ等の展示を行った～

児童公園の整備方針について

小田議員②

Q 将来を見据えた計画が必要な時ではないか

A 遊具の充実など、中期の視点をもって整備方針をまとめたい

○小田議員

小学生の子どもを持つ保護者から、児童公園設置の要望があつた。町長からは「公園をつくる予定はなく、こども園で遊ぶとよい」との助言があつた。うだが、実際にこども園で遊ぶうとすると、「お昼寝の時間はダメ」「小さい子たちがいると危ないからボールを蹴ってはダメ」と言われて遊べないようだ。まちづくりプランに記載されているとおり、子どもと保護者が安心して遊べる場等の利用方法と遊具の充実など、公園の整備方針について、将来を見据えた計画が必要な時ではないか。今後の公園の整備方針は。

○町長

こども園の園庭を使用することは問題ないが、13時から約1時間半は園児の昼寝の時間を設けているため、その間は静かにしてもらおうようお願いをしている。ボール遊びをする場合、他の子どもの怪我につながる懸念がある場合など、状況によって職員が注意をすることはある。で、理解いただきたい。公園で野球やサッカーをすることは事故につながる恐れがあるため、町民グラウンド、リバーサイドパークのいきいき広場を使っていた。今後の公園の整備方針については、新たな公園整備を行う考えはないが、既存公園の利用者増加を図るため、遊具の充実、施設改修など、中期の視点をもって整備方針をまとめていきたい。

○小田議員

子どもたちに球技をする時は町民グラウンドや、リバーサイドパークのいきいき広場を使用することの周知方法を検討しては。

○教育長

子どもたちに公園では、周囲に思いやりをもって遊ぶことが必要だと植え付けていくことが大事だと思ふ。規制をかけるよりも、少しでも子どもの意識が伸びるような声かけをしたい。

増毛町奨学条例の見直しについて

小田議員③

Q 経済的支援と物価高の社会情勢から金額の見直しが必要と思ふが

A 他の自治体と同程度であり他の機関との併用も認めている

○小田議員

増毛町奨学条例をみると法が規定する奨学の措置には不十分と思われる箇所が見られた。(1)連帯保証人は、町奨学条例第4条3項に「父母、兄、姉又はこれに代る親族及び親族以外のもので当町に住所を有し、保証能力を有するもの」と規定され

ているが、保証能力の判断はどのようにしているのか。

また、当町に住所を有するものと限定されると、連帯保証人を見つけづらい事例が出てくると感じる。町内在住の規定は不要ではないか。

(2)経済的理由により就学に困難がある優れた学生等に対し、教育の機会均等及び人材育成の観点から経済的支援を行うという法の趣旨と物価高の社会情勢を鑑みた金額の見直しが必要と思う。また、入学金など一時的に多くの金額を必要とする時に、月々一定の奨学金では賄えない。月々の金額設定だけではなく、実際の学費の需要に応じた一時金も含めた単価の見直しはできないか。

(3)当町の奨学金は第17条によって、貸与の終了した月の翌月から起算して1年を経過した後7年以内に奨学金を返還しなければならぬとされており、免除の規定も死亡や重度障害ほか返還不能な際など、かなり厳しい規定であると感じた。奨学金に

は当町のような貸与型であっても、返済方法が出世払い型のものもあり、給付型のものもある。返済の猶予を設けて一定の所得以上になってから返済を開始できるようにする、もしくは町内の企業に就職できた場合に就業期間に応じた免除規定を設ける、あるいは町内企業が人材確保対策として学生の奨学金返済を肩代わりした際に税控除や補填をするなど、優秀な人材を地元企業に誘導しつつ、返済免除するような仕組みは考えられないか。

○町長

(1)保証能力の判断は、父母等は所得証明で収入を確認しており、親族以外の方は収入の確認はしておらず、選考委員会において氏名・住所・勤務先を説明のうえ、特段問題がないと判断される場合は貸与を決定している。1人目の連帯保証人である父母等の親族は、町内に在住していることが条件となり、親族以外の連帯保証人も町内に在住していることが条件となっているが、町内に連帯保証人となる親戚や

知人、父母の勤務先でも要件を満たす人がいない場合は町外在住者でも連帯保証人として認めるなど、出願者の事情に応じて柔軟な対応をしている。

(2)把握できる他の自治体や管内で実施している留萌市及び羽幌町とも同程度となっている。また、当町では学生支援機構など他の機関の奨学金併用を認めているので、学生によって自身で返済能力も勘案し、併用等で対応していると思っている。

次に、入学時の一時金等の貸与は、貸与額が高額となり、返済が高額で長期になるため、現行どおりの貸与方法、貸与額で運用したい。

(3)出世払い型は考えていないが、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援事業は、一定期間を地元市町村に在住することを条件に、道内でも取り組んでいる市町村がある。この支援事業は市町村の奨学金だけでなく、学生支援機構や都道府県、他市町村の奨学金などを対象としているが、勤続、在住年数、対象

業種、職種、支援額などを調査研究し、当町でも検討したい。

○小田議員

返還支援型や免除型に取り組んでいる自治体は、調べたところ49自治体もあり、この取組は検討していただけということなので、早い実施を。

○町長

移住定住の促進と地域産業を担う人材の確保を目的に、大学卒業生で奨学金を借りた分を地元企業に勤めた場合には、一定の額を補助する制度がある。この制度は、来年の4月を目処に、検討したいと考えている。



古茶内道路線本小樽間内橋架換 工事請負契約の締結を可決

増毛町議会第3回臨時会は、7月25日の1日間の会期とし、工事請負契約の締結、財産（ロータリー除雪車、資機材搬送車）の購入を審議し、いずれも原案のとおり可決し、閉会しました。

審議された案件について、お知らせします。

令和5年 第3回臨時会

7月25日開催

一般議案

◆工事請負契約の締結について

◎工事項名

古茶内道路線本小樽間内橋架換工事

◎契約金額

5241万5千円

◎契約先

株式会社 清野建設

代表取締役 木村 俊幸

◎契約の方法

指名競争入札

◆財産の購入について

◎購入物品

ロータリー除雪車

◎購入金額

5566万円

◎購入先

留萌斗ゲタ港運 株式会社

代表取締役 井上 貞幸

(留萌市)

◎購入の方法

一般競争入札

◆財産の購入について

◎購入物品

資機材搬送車

◎購入金額

792万円

◎購入先

株式会社 二二商会

代表取締役 斎藤 太雅哉

(札幌市)

◎購入の方法

一般競争入札



「議会だより」について ご意見をお寄せください

議会広報特別委員会は、より見やすい、親しまれる「議会だより」作りを目指しています。ご意見やご感想、どんなことでも結構です。どうぞ、議会事務局までお寄せください。

連絡先 電話53-1311 (議会事務局 直通)



編集後記

当町議会においての一般質問は、3月、6月、9月、12月に開催される定例会でのみ行われます。

定例会の日程や案件については、事前に行われる議会運営委員会で審議のうえ決定しますが、一般質問の通告書提出の締め切りもその際に示されます。

締め切りは概ね4〜5日後の正午で、議長あてに通告をするのですが、趣旨や内容によってここでストップがかかり、(あくまで)議員の意思で取り下げられることもあります。実際私も一度ありました。(笑)

20年ほど前までの通告書は「教育全般について」「福祉行政について」など、相当に大雑把な通告内容なこともありましたが、現在はほぼ読み上げ原稿と

同様、詳細に記載されています。それを独自に始めた頃、当時の議会運営委員長に「君は何故そこまで詳細に書いた通告書を出すのかね」と問われ、「より良い答弁を引き出すためです」と答えたのですが、その後の落選から再選を果たし、4年ぶりに戻った議会で、「通告書は詳細に書くことになっているから宜しく」と議運委員長に言われ、ニヤリとしたものです。

さて、その一般質問に関して、この9月議会で大きな変化がありました。これまで理事者側の答弁内容は、一般質問が行われるその時まで分からなかったのですが、今回からなんと答弁書が前日に事前配布されることになりました。これは画期的な出来事です。再質問の際の幅が広がり、深さも増し、一般質問の質が向上していくかもしれません。ただ、気をつけなくてはならないのは、再質問まで答弁調整を行い、「行政と議会のなれ

合い」と指摘されるに至った以前の北海道議会のようなならないこと。「全国ほとんどの議会では、結論を決めてから議を開く八百長、シナリオを決めてからそれを読み合う学芸会をやっています。こんなことでは議会とは言えないのですけれども」(抜粋)などと、かつて国會議員から指摘されたような状況にならないこと。

(至成)

議会広報特別委員会

- 委員長 上野 剛
- 副委員長 大井 紀美恵
- 委員 松倉 清道
- 委員 酒井 倫明
- 委員 川島 優

合羽井 達男

議会のうごき

8月

- 7日 議会だより 173-174 合併号発行
- 17日 議会広報研修会 (札幌市)
- 29日 留萌管内町村議会議員研修会 (羽幌町)
- 31日 議会運営委員会 全員協議会

9月

- 13日 全員協議会 令和5年第3回定例会 (第1日)
- 令和4年度各会計決算審査特別委員会
- 14日 令和4年度各会計決算審査特別委員会
- 15日 令和4年度各会計決算審査特別委員会 令和5年第3回定例会 (第2日)

10月

- 4日 議会運営委員会行政視察 (~6日 滝上町・白糠町)
- 12日 議会広報特別委員会 (第1回)
- 18日 議会広報特別委員会 (第2回)